

薬食監麻発0701第1号  
平成23年7月1日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして  
厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について

今般、医薬品が新たに承認されることに伴い、平成23年厚生労働省告示第218号により、薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして新たに医薬品の指定をするため、薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和38年厚生省告示第279号）が別添のとおり一部改正されたので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知徹底及び指導に遺憾なきを期されたい。

なお、国立感染症研究所長、国立医薬品食品衛生研究所長、各地方厚生局健康福祉部長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本製薬団体連合会会長、社団法人細菌製剤協会理事長及び社団法人日本血液製剤協会理事長宛に当該通知の写しを送付したことを申し添える。

記

1. 改正要旨

組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（酵母由来）及び経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンが承認されたことに伴い、これらの医薬品を薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして指定するとともに、それぞれについて、手数料、検定基準及び試験品の数量を改正すること。

2. 適用時期

公布日（平成23年7月1日）



